

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織である「防災庁」の発足が決定し、本年7月には「防災庁設置法」も成立した。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスクの急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

1 国・地方自治体による災害対応体制の抜本的強化

- (1) 被災地の負担を軽減するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化するなど、国・自治体・民間が連携した支援体制を構築すること。
- (2) 熊本地震の教訓を踏まえて、「『場所（避難所）』から『人（被災者）』への支援」の考え方への転換を図り、自宅・車中泊避難者を含めた被災者の災害関連死を防ぎ、被災者が発災直後から尊厳ある生活を営めるよう対策を強化すること。
- (3) 災害関連死を防ぎ、被災者が発災直後から尊厳ある生活を営めるよう、指定避難所等においてTKBをはじめとする避難生活環境の確保に必要な物資・資機材を整備するとともに、官民連携による輸送や設営の担い手を確保すること。
- (4) 被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。
- (5) 事前防災から発災時の避難誘導、被災後の生活再建に至るまで、広く子どもや高齢者、障がい者を含む全ての国民の関心を惹きつけ、ニーズに合った分かりやすい災害広報を実施すること。
- (6) 地震後の余震や降雨に伴う土砂災害等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

2 全ての国民の防災意識向上及び防災に貢献するための人材育成

災害時、保健・医療・福祉分野の専門家による支援チーム（DMAT・DPAT・DWAT等）や専門能力を持った民間やボランティア団体などが円滑に支援を行うことができるよう、平時からの人材育成に繋がる活動支援や体制整備、訓練の実施を行うこと。

3 最先端の科学技術の活用と防災産業の発展

災害発生時に、関係府省や地方自治体等の災害対応機関が持つ災害情報を集約し、効果的な災害対応に繋げるため、防災DXを一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月13日

鳥 取 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）
防災庁設置準備担当大臣

様

